

広島県告示第百十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定によって、港湾区域（港湾隣接地域）に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、当該港湾管理者の長と協議して定めた区域は、次のとおりである。

平成三十一年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

平成三十一年広島県告示第百十四号で海岸保全区域として指定した広島港観音地区の海岸保全区域のうち平成三十一年広島県告示第百十五号で指定した広島港広島地区（その一）港湾隣接地域に接する区域

一 区域

基点一から基点三三までの各点を順次結んだ線及び基点三三と基点一を結んだ線に囲まれた区域

二 点の位置（基点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市西区観音新町四丁目二八七四番九六地の国土地理院四等三角点「観音」（北緯三四度二分三〇秒、東経一三二度二五分〇三秒、標高四・一五メートル）

基点一 基準点から三一七度一九分五三秒の方向 四三・六六メートルの点

基点二 基点一から二一九度二分三六秒の方向 六・九七メートルの点

基点三 基点二から二九八度二五分一六秒の方向 一五・〇一メートルの点

基点四 基点三から二九九度〇五分三七秒の方向 八四・九六メートルの点

基点五 基点四から二九八度二六分五六秒の方向 一七八・〇二メートルの点

基点六 基点五から二〇八度一分四一秒の方向 二二・四一メートルの点

基点七 基点六から二九八度三〇分〇六秒の方向 四九・三五メートルの点

基点八 基点七から二八度二六分四六秒の方向 五〇・七一メートルの点

基点九 基点八から二九八度二七分三六秒の方向 三五・〇〇メートルの点

基点一〇 基点九から二九八度二四分五六秒の方向 三五・〇〇メートルの点

基点一一 基点一〇から二〇八度二七分〇六秒の方向 一〇四・一〇メートルの点

基点一二 基点一一から二九八度二八分一三秒の方向 四九・九八メートルの点

基点一三 基点一二から二九八度四九分一秒の方向 二〇・〇〇メートルの点

基点一四 基点一三から二九八度二六分四二秒の方向 一〇五・六五メートルの点

基点一五 基点一四から二〇八度二九分四四秒の方向 一五三・四一メートルの点

基点一六 基点一五から二九八度三三分二〇秒の方向 四九・九四メートルの点

基点一七 基点一六から二〇八度三三分二〇秒の方向 九四・五九メートルの点

基点一八 基点一七から二〇八度三三分三八秒の方向 五五・二二メートルの点

基点一九 基点一八から二八度三五分四三秒の方向 二五一・三六メートルの点

基点二〇 基点一九から二一八度二二分〇六秒の方向 七六・九〇メートルの点

基点二一 基点二〇から二一五度〇二分一九秒の方向 一・四一メートルの点

基点二二	基点二一から二一八度四三分五三秒の方向	四七・三七メートルの点
基点二三	基点二二から二八度五一分一三秒の方向	一・五八メートルの点
基点二四	基点二三から二一八度二三分一九秒の方向	四六・四〇メートルの点
基点二五	基点二四から二八度二八分二九秒の方向	一〇四・七五メートルの点
基点二六	基点二五から二一八度二六分二〇秒の方向	六八・九二メートルの点
基点二七	基点二六から二〇八度二九分〇九秒の方向	五〇・一八メートルの点
基点二八	基点二七から二二一度〇二分二七秒の方向	三・六八メートルの点
基点二九	基点二八から二一八度二六分四一秒の方向	五五・六九メートルの点
基点三〇	基点二九から二八度二〇分三九秒の方向	二〇・九五メートルの点
基点三一	基点三〇から二一八度二八分四五秒の方向	一七三・〇五メートルの点
基点三二	基点三一から二一八度二三分一〇秒の方向	一〇九・五八メートルの点
基点三三	基点三二から三九度二四分一一秒の方向	一五・三九メートルの点